

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名	附属施設の使用の許可		
根拠例規及び条項	多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和 55 年条例第 32 号)第 23 条		
所 管 部 課 名	環境文化部 文化スポーツ課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市文化会館の設置及び管理に関する条例第 24 条	
	基 準	<p>条例第 24 条の規定により、次の要件を具備する者である場合に使用を許可するものとする。</p> <p>(1)附属施設の使用料及び保証金を支払う能力を有する者であること。</p> <p>(2)本市内に確実なる保証人 2 人以上を有する者であること。</p> <p>(3)保健衛生を損ない、又は公安を害するおそれのない者であること。</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 7 日程度 (注: 休日は含まない。)	
	内 訳	<p>経由機関 日 (機関名 )</p> <p>協議機関 日 (機関名 )</p> <p>処分機関 7 日</p>	
	設定年月日	平成 9 年 4 月 1 日	最終変更年月日
備 考			